



Title	アーキビスト認証制度と専門職問題・非正規職員問題
Author(s)	菅, 真城
Citation	阪大法学. 2024, 73(6), p. 231-250
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/94790
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

アーキビスト認証制度と 専門職問題・非正規職員問題

菅 真 城

はじめに——MLA の専門職とは——

MLA、すなわち、Museum、Library、Archives の連携の重要性が指摘されることがある。⁽¹⁾ MLA 連携は重要であるが、それは MLA それぞれの専門職がいた上でのことである。

司書は、1950年に制定された図書館法（昭和25年法律第118号）第4条で規定されている。学芸員は、1951年に制定された博物館法（昭和26年法律第285号）第4条第3項で規定されている。

図書館法、博物館法ともに社会教育法（昭和24年法律第207号）の下位法であり、図書館、博物館は社会教育施設である。司書、学芸員ともに国家資格である。

一方、公文書館法（昭和62年法律第115号）の成立は、図書館法、公文書館法に大きく遅れ、1987年のことである。同法第4条第2項では、「公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。」と専門職員を置くことが定められたが、附則第2項（専門職員についての特例）で、「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。」と特例規定が置かれた。

公文書館法についての政府見解である公文書館法解釈の要旨（平成元年6月1日内閣官房副長官）では、第4条について「歴史資料として重要な公文書

資料

等についての調査研究を行う専門職員」とは、歴史を後代に継続的に伝えるためにはどのような公文書が重要であるかという判断を行うために必要な調査研究を主として行う者をいう。いわば、公文書館の中核的な業務を担当する職員であり、公文書館の人的組織においてはきわめて重要な存在である。」とする一方、附則第2項（専門職についての特例）について「本項は、現在、専門職員を養成する体制が整備されていないことなどにより、その確保が容易でないために設けられた特例規定である」とする。この公文書館法にいう「専門職員」=アーキビストであるが、国家資格ではない。なお、公文書館法は、図書館法、博物館法とは異なり、社会教育法の下部法ではない。法的には、公文書館は社会教育施設ではないことになる。また、2009年に制定された公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）は、アーキビスト（専門職員）に関する規定を欠いている。

第1章 日本におけるアーキビスト資格化の動き ——公文書館法以降を中心に——

公文書館法の規定が「はじめに」でみたようなものであるため、以後日本のアーカイブズ界の運動は、公文書館法附則2の撤廃およびアーキビストの国家資格化に向かうことになる。その運動の中心団体の一つに、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（以下、「全史料協」）がある。全史料協は1996年に『日本の文書館運動——全史料協の20年——』（岩田書院）という書籍をまとめている。同書第Ⅲ部第1章「史料保存運動」には戦後における文書館設立運動やアーキビストの設置・資格化に関する各種提言等が掲載されているが、公文書館法制定後に限っても以下のものがある。

- ・全史料協「公文書館法の制定とその意義」（1998年1月25日）
- ・全史料協「文書館専門職（アーキビスト）の養成についての提言」（1989年1月25日）
- ・全史料協「公文書館専門職員養成制度の確立に関する要望書」（1989年10月26日）

アーキビスト認証制度と専門職問題・非正規職員問題

- ・日本学術会議「公文書館の拡充と公文書等の保存利用体制の確立について（要望）」（1991年5月30日）
- ・全史料協専門職問題特別委員会「アーキビスト養成制度の実現に向けて——全史料協専門職特別委員会報告書——」（1992年10月20日）
- ・全史料協「文書館専門職養成制度の確立に関する請願書」（1993年3月12日）
- ・公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会報告書」（1993年6月21日）

全史料協は、組織的に対応する委員会を設置して運動してきた。1991年11月7日、全史料協総会で専門職問題特別委員会（第一次）の設置が決定し、1995年9月19日、全史料協第2次専門職問題特別委員会が設置・発足した。1995年12月18日には全史料協第2次専門職問題特別委員会報告書『アーキビスト制度への提言』を全史料協会長に提出した。その他にも、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会専門職問題委員会編『アーキビスト制度関係資料集』1990年、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会専門職委員会『アーキビスト養成の現状分析と今後の展望——全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（略称：全史料協）専門職問題委員会によるアーカイブズ関係科目調査のまとめ——』2006年、などを刊行している。なお、全史料協は機関会員の減少など構造的問題を抱えていたため、会の組織改編を行い、専門職問題委員会は解消し、その業務は調査・研究委員会に引き継がれことになった。調査・研究委員会は1990年に「公文書館専門職員実態アンケート調査集計結果〈最終版〉平成25年12月」（以下、「全史料協アンケート」）をとりまとめたが、以後、全史料協における専門職問題への取り組みは低調である。全史料協アンケートについては後述する。

全史料協は学会ではないが、2004年4月に日本初のアーカイブズ学に関する学会である日本アーカイブズ学会が発足した。同学会は、2008年6月19日に「アーカイブズ制度の拡充に向けて」（要望）を公文書管理担当大臣に提出した。

アーキビスト養成については、全史料協等以来、海外調査等も踏まえて、大学院修士レベルでの養成が主張されてきた。2008年には、学習院大学大学院人文学研究科にアーカイブズ学専攻の修士課程が設置され、学年進行に従って博

資料

士課程も設置された。取得できる学位は、修士（アーカイブズ学）、博士（アーカイブズ学）である。この専攻は、アーカイブズ学の教育研究とともに、アーキビスト養成の機能も担っている。

アーキビストの国家資格化については、政府の規制改革方針も相まってなかなか進まなかった。そこで、2004年に設立された日本アーカイブズ学会では、臨床心理士が学会認定であることに倣って、2012年から日本アーカイブズ学会登録アーキビスト制度を始めた。登録アーキビストは5年更新制である。

これら一連の運動の中心人物の一人に、高埜利彦（現学習院大学名誉教授）の名前を挙げることができる。

大学院での人材養成に加え、研修による知識・技能等の取得にも努めてきた。国文学研究資料館では、前身の国立史料館時代以来研修を継続してきた。現在は、アーカイブズ・カレッジ（長期）、アーカイブズ・カレッジ（短期）が行われている。また、国立公文書館でも現職者に対する研修が行われ、現在ではアーカイブズ研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲが行われている。

第2章 国立公文書館によるアーキビスト認証制度

第1節 アーキビストの職務基準書

アーキビストの資格化（特に国家資格化）が暗礁に乗り上げるなか、国立公文書館は、当時の館長であった加藤丈夫の肝煎りで、関係機関との調整の上で、2018年12月に『アーキビストの職務基準書』⁽²⁾（以下、「職務基準書」）を公表した。その冒頭には、趣旨として「我が国における公文書館及びこれに類する機関（以下「アーカイブズ機関」という。）並びに公文書を作成する機関（以下「公文書作成機関」という。）におけるアーキビストの職務とその遂行上必要となる知識・技能を明らかにし、アーキビストの専門性の確立とともにその養成と社会的な地位の向上を図るために、アーキビストの職務基準書を定める。」とある。

職務基準書は、本文および別表1～3から構成されており、アーキビストの職務としては、（1）評価選別・収集、（2）保存、（3）利用、（4）普及の大

分類4、それをさらに細分化して中分類9、小分類22に示している。

第2節 認証アーキビスト⁽³⁾

国立公文書館は、令和2年度から、公文書等の管理に関する法律の5年後見直しを契機として、改めてアーキビストの資格化の検討を進め、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保するため、アーキビストとしての専門性を有すると認められる者を国立公文書館長が認証することとした。国立公文書館は内閣府所管の独立行政法人であるから、事業を行うには内閣府の認可が必要になるので、国家資格ではないが、公的資格ということはできるであろう。

名称は、認証アーキビスト（Archivist Certified by the National Archives of Japan）で、認証主体は繰り返しになるが国立公文書館長である。認証要件として、「知識・技能等」「実務経験」「調査研究能力」が求められ、5年更新制である。

認証の仕組みは、国立公文書館長が申請者が提出した書類を基に、国立公文書館に設置するアーキビスト認証委員会に審査を依頼する。同委員会は申請者が「職務基準書」に示されたアーキビストとしての専門性を有するか、申請書類により審査を行う。国立公文書館長はその結果に基づき、アーキビストとしての専門性を有すると認められ、登録料を納入した者に対し、認証アーキビストの名称を付与し、認証状を授与する。

申請は、高等教育機関（大学院修士課程）もしくは関係機関での研修を単位修得している1号申請と、そうでない2号申請に分かれる。申請要件の中身は、①知識・技能等は、高等教育機関（大学院修士課程）もしくは関係機関での研修の単位修得6科目12単位、②実務経験3年以上（2号申請は5年以上）、③調査研究能力は、修士課程修了レベル+アーカイブズに関する調査研究1本以上、修士課程を修了していない者は、修士論文に代わるものとして紀要の論文等1本以上が求められる。実務経験は、週3日以上の勤務が求められ、フルタイムである必要はない。正規・非正規を問わない。修士の種類は問わないので、

資料

どの学問分野でも可能である。

「知識・技能等」として認められる高等教育機関は、次のとおりである。少しずつではあるが、年度ごとに数が増えている。令和5年度現在で、7大学である。

令和2年度

- ・学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻

令和3年度

- ・大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コース

- ・島根大学大学院人間社会科学研究科認証アーキビスト養成プログラム

令和4年度

- ・昭和女子大学大学院生活機構研究科生活文化研究専攻アーキビスト養成プログラム

- ・東北大学大学院文学研究科認証アーキビスト養成コース

令和5年度

- ・中央大学大学院文学研究科アーキビスト養成プログラム

・筑波大学大学院人間総合学術院情報学位プログラム及び人文社会ビジネス学術院人文学学位プログラム

同じく「知識・技能等」として認められる研修は、下記の二つである。

- ・独立行政法人国立公文書館アーカイブズ研修Ⅰ・同Ⅲ（計4週間）
- ・大学共同利用法人人間文化研究機構国文学研究資料館 アーカイブズ・カレッジ（長期コース）

申請者・認証者数は、表1のとおりである。3年間の認証者数総計281人、認証率74%である。

「認証アーキビスト名簿（令和5年4月1日現在）」はウェブサイトで公開されている。⁽⁴⁾ 年々人数が減っているのは気になるところではあるが、所属別にみるとやはり国立公文書館が多く、26名（国立公文書館アジア歴史資料センターを除く）で最多である。

第1回である令和2年度の認証者数は、190名、うち男性115名、女性75名と比較的女性が多い。このことについて、アーキビスト認証委員会委員長である

アーキビスト認証制度と専門職問題・非正規職員問題

表1 認証アーキビスト申請者・合格者・認証者数・認証率

実施回	年度	申請者数(人)	合格者数(人)	認証者数(人)	認証率(%)
第1回	令和2年度	248	190	190	77%
第2回	令和3年度	81	57	57	70%
第3回	令和4年度	50	34	34	68%
合計		379	281	281	74%

高埜利彦は、「もう一つ特筆すべき点として、認証者のうち女性の割合が4割にのぼったことが挙げられます。世界的にもアーキビストは女性の比率が高く、今後も女性の活躍できる職業だと思います」と述べている。女性が多いことは歓迎されるが、筆者は高埜のように手放しで喜んではいない。このことについては後述する。

第3節 準認証アーキビスト

2024年4月1日には、准認証アーキビストが認定される。これは、「知識・技能等」を修得した者を「准認証アーキビスト」として国立公文書館長が認定する仕組みである。「准認証アーキビスト」取得見込みとしての就職活動を妨げないことになっている。

第3章 『認証アーキビスト実態調査結果』を読む

国立公文書館は、認証アーキビストの定着に資する取組の参考とするため、認証アーキビストを対象とし、現在の勤務状況、勤務条件、教育・研修環境の実態調査を実施した。対象は認証アーキビスト247名、実施方法はWEB入力、調査期間は令和4年5月25日（水）9：00～6月15日（水）23：59、回答状況は回答数208名（回答率84.2%）であった。調査結果は、独立行政法人国立公文書館『認証アーキビスト実態調査結果』（令和4年（2022年）9月）として、ウェブサイトに掲載されている。⁽⁵⁾この調査を分析した先行研究はない。全49問であるが、その中から本稿の関心に従って数値を紹介したい。

資料

問1. 性別 男59.1%、女39.9%

女性が約4割であることは、先に指摘した第1回認証結果と同じである。

問4. 最終学歴 大学院（修士課程）44.7%、大学院（博士課程）38.9%、大学15.4%

認証アーキビストに求められる学歴は大学院修士課程以上であるが、博士課程修了者も多く、83.6%が大学院修士課程以上とかなりの高学歴である。大学学部卒は少ない。

問5. 最終学歴における大学院、大学の専攻分野 史学63.6%、アーカイブズ学8.3%

史学が6割強と圧倒的である。日本のアーキビストは伝統的にそうであろう。筆者もその一人である。アーカイブズ学を学べる大学院は学習院大学にしかなく、同校がアーキビスト養成に一定の役割を果たしていることがわかる。

問6. アーカイブズに関する保有資格（複数回答可） 学芸員62.0%、日本アーカイブズ学会登録アーキビスト19.7%、司書18.8%

学芸員資格保有者が史学専攻者とほぼ同数である。史学専攻では、学部のうちに学芸員資格を取得することを推奨する大学が多いためであろう。日本アーカイブズ学会登録アーキビストは2割弱と意外に少なく、認証アーキビストと合わせて取得している率は低い。これは、資格が学会員に限られている民間資格であるためであろうか。司書資格保有者は2割弱と多くはない。

問7. 所属している学会、団体（複数回答可） その他44.7%、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（機関会員、個人会員、地域部会のいずれも問わず）37.5%、日本アーカイブズ学会36.5%

その他が最多なのは、史学専攻が6割強のためであろう。歴史学関係学会は、全体を統一する学会がなく、それぞれの学会に所属しているのである。全史料協、日本アーカイブズ学会ともに加入者は半数に届かない。アーカイブズ関係機関連絡協議会に加盟している記録管理学会10.1%、日本歴史学協会1.9%、企業史料協議会1.4%、ARMA International 東京支部1.0%と少数である。既存の学協会では認証アーキビストを網羅できていない。認証アーキビストが一堂に会する会が有志の呼びかけで開催され、認証アーキビスト間の情報交換が

アーキビスト認証制度と専門職問題・非正規職員問題

行われてはいるが、やはり、日本アーキビスト協会（仮称）のようなアーキビストの専門職団体が必要である。

問8. 現在就業していますか。 はい92.3%

問9. 現在、勤務先の機関において、職務基準書に定める職務（評価選別・収集、保存、利用、普及）を行っていますか。 はい92.3%、いいえ13.5%

地方自治体の公文書館等は、人事異動で公文書館等に配置される場合がある。いいえの中には、公文書館等以外に人事異動した職員が多いのであろう。

問17. 雇用形態（身分）

国・独立行政法人 常勤（正規）職員78.0%、非常勤職員22.0%

地方自治体（都道府県、市区町村） 常勤（正規）職員49.4%、パートタイム会計年度任用職員38.2%、フルタイム会計年度任用職員10.1%

会計年度任用職員計48.3%

公益法人、NPO 法人、国公立大学法人、学校法人 正規雇用職員59.3%、有期雇用職員40.7%

企業 正社員66.7%、契約社員33.3%

国・独立行政法人は、常勤（正規）職員が多い。国立公文書館は独立行政法人である。一方、地方自治体は、常勤（正規）職員と、パートタイム、フルタイムを合わせた会計年度任用職員が半々である。会計年度任用職員の問題は後述する。

問28. 年収（諸手当、賞与を含んだ額面） 200～300万円未満24.7%

年収は100万円未満から1000万円以上まで様々であるが、200～300万円未満24.7%が最多である。これは、非正規職員、会計年度任用職員の年収に相当する額である。

問29. 問26から問28までの現在の賃金（給与、手当等）の満足度 やや不満29.5%、妥当28.3%、不満15.7%

賃金の満足度については、やや不満・不満を合計すると45%になり、約半数が不満を持っていることになる。これは、非正規職員、会計年度任用職員数とほぼ同じである。認証アーキビストは、非正規低賃金が多いことが読み取れる。

資料

問30. 家計の中での現在の賃金の位置付け 主な収入源74.1%、自分以外の家族の収入が主な収入源15.7%

低賃金が多いことは先にみたが、それが主な収入とするのが全体の3/4と高い。これまでアーキビストの賃金問題が論じられたことはないが、低賃金は深刻である。自分以外の家族の収入が主な収入源が約1/4であるが、これは扶養家族になっているのではと考えられる。問28.で、年収100万円未満は1.2%、100～200万円未満は4.8%と少數ではあるが、このなかには、いわゆる年収の壁、「103万円の壁」「130万円の壁」で、やむなくそれを選んでいる者がいるかもしれない。

問40. アーカイブズ関連の仕事に就いた主なきっかけは何ですか（複数回答可） 資料整理に従事した54.3%、配属先でアーカイブズ関連の仕事を任せられた31.7% アーカイブズ機関を利用して、その価値を知った28.8%、仕事を探しているときにアーカイブズ機関の職員募集があった28.8%

配属先でアーカイブズ関連の仕事を任せられた31.7%は、公務員（会社）の人事異動によるものと思われ、割合は高い。アーキビストを目指す場合、一般職公務員試験を受けて入庁し、公文書館等への人事異動の希望を出すのも有効な手段かもしれない。

問41. 主に何によってアーカイブズ関係の教育を受けましたか（複数回答可）

国立公文書館主催アーカイブズ研修56.3%、自己啓発（専門書、ウェブなど）46.2%、アーカイブズ関係の学会、団体主催の研修会、研究会、ワーキングショップ等39.3%、国文学研究資料館主催アーカイブズ研修38.0%、大学院32.2%

国立公文書館のアーカイブズ研修と国文学研究資料館のアーカイブズ・カレッジは長期間職場を空けなければならず、旅費・宿泊費がかかり、通常業務・予算上の制約があってアーキビスト全員が受講できる環境ではない。認証アーキビストの学び直しを含めて、新たな研鑽の場や方法を考えなければならない。これは、認証アーキビストの更新とも関わってくる。

問42. 認証アーキビストへ申請した理由は何ですか。（複数回答可）

アーキビスト認証制度と専門職問題・非正規職員問題

業務上、必要になるとえたため64.9%、「アーキビスト」と名乗ることができるため46.2%、今後のキャリアアップのため44.7%、アーカイブズに係る新たな資格であった33.7%

問46. 今後、認証アーキビストの更新にあたり、懸念事項や問題はありますか。（自由記述） 様々な事情などにより更新要件を満たせるか不安、異動など、出産・育児・病休など、雇用形態など、定年退職など、研修受講など、調査研究実績など

本調査結果を筆者の関心に沿って一言でまとめるなら、認証アーキビストの約半数は、高学歴非正規低賃金ということである。「高学歴ワーキングプア」⁽⁶⁾、「官製ワーキングプア」⁽⁷⁾という言葉があるが、日本のアーキビストの多くは、「高学歴ワーキングプア」と「官製ワーキングプア」が複合された「高学歴官製ワーキングプア」である。しかも女性が多い。専門職の女性非正規職員というと図書館司書を想起するが、アーキビストも司書に近いものがあるといえる。女性の貧困問題でもある。

第4章 アーキビストの採用条件と待遇 ——認証アーキビストを中心に——

日本のアーキビストの採用条件と待遇については、元国立公文書館職員である下重直樹（現学習院大学）が、国立公文書館を例に具体的に紹介している。ただし、下重が断っているように、「同館（国立公文書館：引用者注）での専門職に対する待遇は国レベルの他機関や地方自治体のケースと比べれば、だいぶ恵まれているほうである」（p.166）ことに注意する必要がある。

「選考採用の要件として、かつてはアーカイブズ学や歴史学、法学、行政学、情報工学などを専門とする大学院修士課程修了以上かこれと同等と認められる実務経験を有するものであることが示されていた。現在では『アーキビストの職務基準書』に示された基礎要件や遂行要件に関わる学問分野についての知識や能力が求められているが、やはりアーカイブズ学に限定されていない点に注

資料

意しておきたい」(p.167)。

「常勤職員の場合は選考による経験者採用の仕組みである趣旨から、現在では着任時に一定の年齢に達していることが基本となっている。このため、業務経験のない大学院修士課程修了直後に常勤での採用は期待できず、これにつぐポストである公文書専門員（非常勤）が理想的なスタートラインになることであろう」(p.167)。

「専門職の要件には、能力に応じた明確な報酬（給与）を得ているというものがある。常勤と非常勤では、もちろん前者の安定性が高いことはいうまでもないが、国立公文書館の公文書専門官と公文書専門員の場合は、給与だけに注目するとそこまで大きな差がないのが実情である」(p.169)。下重は、「表1あるアーキビストの年収の推移」として具体的金額を示しているが、認証アーキビストの平均値よりはるかに高い。「民間も含めた平均年収の中央値よりは高い水準である」(p.170)。

では、地方自治体の公文書館の場合はどうであろう。ここでは、認証アーキビストであることが正規職員の採用条件の一つとしてあげられたことがある滋賀県の事例をみてみたい。

滋賀県では、令和4年度滋賀県職員（公文書管理）採用選考が行われた。「公文書管理」（行政技術職）という他に例をみない採用区分である。その採用要件に、「次のいずれかに該当する者」として、「(2) 国立公文書館長により認証アーキビストとして認証されている者で、昭和57年4月2日以降に生まれたもの」⁽⁸⁾が挙げられていた。結果的に採用されたのは、それまで会計年度任用職員として勤務していた認証アーキビストであった。

しかし、滋賀県がこれにたどり着くまでには糺余曲折があった。その動きを滋賀県立公文書館の大月英雄の論考⁽⁹⁾からみておきたい。

同館の前身である県政史料室時代は、「専門的業務を担う同職員の報酬月額は、一般事務職と同水準の13万円台であり、そのため開室以来、累計12名の職員が退職するという流動性の高い職場であった（2008～19年度）」(p.11～12)。それが、2019年9月に制定された公文書管理条例の「具体的措置として、翌20年4月に開館した県立公文書館では、従来の歴史的文書事務取扱嘱託員を

アーキビスト認証制度と専門職問題・非正規職員問題

「歴史公文書専門職員」と改称し、公文書館法の定める専門職員と位置付けている。非常勤職である会計年度任用職員としての任用ではあるが、報酬月額（週31時間勤務）も、職務経験に応じて最大約19万円まで増額されることになり、大きく待遇が改善されることになった（期末手当も支給）。アーカイブズ研修や全史料協例会の参加も保障されている。このような待遇改善の後押しとなったのは、アーキビスト認証制度創設の動きである（p.12）。「従来の歴史的文書事務取扱嘱託員は、任用条件に専門資格を課していなかったことから、本来Aの職務区分に位置付けられるはずであった。しかし、前述の人材確保の要請とともに、アーキビスト認証制度創設の動きは、公文書館専門職員の職務が資格職相当であるということについて、府内で認知されることにつながった。そのため、同職員の任用にあたっては、新たに①「学芸員」、②「司書」、③「アーカイブズ研修2又は3を修了した者」のいずれかという条件を課し、相対的に報酬額の高いBの職務区分と位置付けるに至ったのである。新しい職の設置のため、改めて公募が行われることにはなったが、結果的に筆者を含む3名全員が歴史公文書専門職員として、引き続き任用されることになった。そのうち、5年以上勤務する2名は、2020年1月に制度開始初年度の認証アーキビストに認証されている（p.13）。国立公文書館によるアーカイブズ研修を募集条件の一つとしてあげているのは、管見の限りでは他の自治体ではみられず、滋賀県が公文書管理条例制定をきっかけにアーキビストの専門職化に大きく舵を切ったことが分かる。他の自治体にも続いて欲しいところである。⁽¹⁰⁾

「2021年4～5月に国立公文書館が行った「アーキビスト認証の実施と拡充に関するアンケート」によれば、アーキビスト認証を受けた職員に対する待遇改善を行ったのは4機関のみで、内容としても、常勤職員の特別昇給の実施や、勤勉手当額の考慮、認証アーキビスト登録料の補助にとどまっている」（p.13）。

「2013年に全史料協が行った前述の「公文書館専門職員アンケート調査」によれば、回答のあった公文書館61館における「専門職員」の雇用形態は、「正規」69人（40.8%）、「非正規」100人（59.2%）と、「非正規」率は6割を占めている。その後、「アーキビストの職務基準書」の策定や、アーキビスト認証制度の創設など、専門職の地位向上に向けた取り組みはなされたが、現在のと

資料

ころ、9年前の調査傾向と大きな変化はみられない。各機関の専門職員は、会計年度任用職員等の非常勤職員が多数を占めているのが実態であると思われる」(p.15)。大月は、「その一方、2021年1月公表の「認証アーキビスト名簿」をみると、正確な数は不明だが、認証アーキビストの非常勤率は決して高くない」(p.15)とするが、認証アーキビストの約半数が非常勤の会計年度任用職員であることは、先に指摘したところである。

滋賀県の他にも、会計年度任用職員ではあるが、職員募集の要件に認証アーキビストであることを求める事例がみられるようになった。東京都公文書館の⁽¹¹⁾専門員、相模原市公文書館の行政⁽¹²⁾（公文書館専門員：任期付短時間勤務）、新潟市文書館の会計年度任用職員⁽¹³⁾（資料調査専門員・パートタイム）である。また、徳島県立文書館の専門職員は正規職員であるが、「受験にあたって、国立公文書館が認証するアーキビストを取得しておく必要はありませんが、未取得の場合は、採用後速やかに取得していただきます」と他に例のない条件を課している。

こうした動きは、徐々に広がっていくものと思われる。公文書館法第4条に規定する「専門職員」としての位置付けではあるが、会計年度任用職員という限界を持ちながら。

第5章 司書・学芸員・アーキビストの非正規化

第1節 公務員全体の非正規化

司書・学芸員・アーキビストの非正規化について論じるに先立って、公務員全体の非正規化が進行していることを踏まえておきたい。このことについて盛んに論じている研究者の一人に上林陽治がいる。上林の代表的著作に、『非正規公務員』（日本評論社、2012年）、『非正規公務員という問題——問われる公共サービスのあり方——』（岩波ブックレット869、岩波書店、2013年）、『非正規公務員の現在——深化する格差——』（日本評論社、2015年）がある。

上林の『非正規公務員』の第2章は「[図書館]で働く人たちの非正規化の実態と問題点」であり、図書館職員の非正規化は非正規公務員の象徴として早

くから図書館員以外にも注目されてきた。

2020年4月1日には、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が施行され、会計年度任用職員制度が発足したが、会計年度任用職員についても、上林は『非正規公務員のリアル——欺瞞の会計年度任用職員——』（日本評論社、2021年）などで批判的に研究している。本稿との関係では、第2章「基幹化する非正規図書館員」、第15章「女性活躍推進法と女性非正規公務員が置かれた状況」、第16章「女性を正規公務員で雇わない国家の末路」が注目される。図書館職員、女性の非正規化は深刻である。また、上林「会計年度任用職員白書 2020」（『自治総研』通巻514号、2021年）では、市区町村公務員の4割以上が非正規公務員であること、図書館職員の4人中3人が非正規であることなどを報告している。

第2節 MLA 専門職の非正規化

上林は、司書を含む図書館職員の非正規化が進んでいることを問題視していたが、図書館関係学協会が真っ先に非正規問題に取り組んできた。日本図書館協会には、非正規雇用職員に関する委員会が置かれている。2023年11月30日現在で、同協会のウェブサイトの「日本図書館協会の見解・意見・要望」のページに掲載されているものだけでも、「図書館非正規職員の処遇についてお願い」（2023年5月31日）、「会計年度任用職員に関する提言」（2022年1月24日）⁽¹⁶⁾がある。その他、非正規職員に関する多くの書籍を発行している。機関誌『図書館雑誌』ではたびたび非正規職員問題を特集している。⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾

図書館問題研究会も、図書館職員の非正規化問題に取り組んでいる。多くのアピール・要請・宣言を出すとともに、機関誌『みんなの図書館』では、多くの非正規職員問題を特集している。1987年の第127号では、特集「非正規職員を考える」を組んでいる。この年は、公文書館法が制定された年である。公文書館法制定時に、すでに図書館界では非正規が問題になっていたのである。

博物館は館種が多く、図書館とは一律に比較できないが、学芸員の非正規化も進んでいる。「2008年度の社会教育調査を見ると、登録博物館、博物館相当施設は学芸員に占める専任の割合が81.4%であるのに対して、博物館類似施設

資料

では52.4%である。総じて考えると、日本の博物館学芸員の3割強が非正規雇用ということになる」。⁽²⁰⁾

日本博物館協会の非正規学芸員についての取り組みについての調査はできていない。今後調査したいと考えているが、機関誌『博物館研究』の第44巻第11号（2009年）は特集「公立博物館における非常勤学芸員」を、第53巻第7号（2018年）は特集「増加する非正規雇用学芸員」を組んでいる。

アーキビストについては、これまで関係学協会は専門職化することに傾注しており、非正規問題への取り組みはみられない。⁽²¹⁾

公文書館職員の非正規率が分かる貴重な資料に、前述の全史料協アンケートがある。これによると、都道府県の54.2%、市区町村の66.2%、全体の58.8%が非正規であった。1990年段階で公文書館職員の約6割は非正規だったのである。その後の非正規率の推移を検証する必要があるが、統計データは存在しない。

また、CiNii Research で複数のキーワードを入れて検索しても公文書館職員（アーキビスト）の非正規化を扱った論文はヒットしない。この点、司書、学芸員と大きな違いである。

第6章 公文書館法附則2撤廃問題

日本のアーカイブズ界は、長年にわたって公文書館法附則2を撤廃しようという運動を展開したが、実現できていない。「当分の間」は、1987年の立法以来、変わらず続いている。

日本歴史学協会は、アーキビスト認証制度が発足したことにより附則2を撤廃する条件は整備されたとし、2022年8月4日付で内閣総理大臣・衆議院議長・参議院議長宛に「公文書館法の専門職員に係る附則2の撤廃を求める要望書」を提出した。⁽²²⁾ 認証アーキビストである太田宗志は、「「特例規定」は直ちに削除改正すべきである」と主張している。⁽²³⁾

2022年12月3日に東北大学で開催された「認証アーキビスト養成コース開設記念シンポジウム「アーカイブズ専門職拡充と大学の役割」」で基調講演を行

アーキビスト認証制度と専門職問題・非正規職員問題

った高埜利彦アーキビスト認証委員会委員長は、公文書館法附則 2 の撤廃が必要であると主張した。このシンポジウムは当時認証アーキビスト養成教育を行っていた 5 大学の関係者が初めて一堂に会した場でもあった。パネルディスカッションでは、高埜に賛同する意見が出された一方で、筆者はそれよりも非正規問題に運動の力点を置くべきと主張した。⁽²⁴⁾

本科研でヒアリングした福岡共同公文書館は、会計年度任用職員の専門職を置いていることをもって、公文書館法附則 2 があるにもかかわらず、同法第 4 条に規定する「専門職員」を置いていると述べていた。同様のことを複数の館から聞いたことがある。滋賀県が会計年度任用職員を専門職員として処遇していたことは、大月英雄が先に紹介した論考で明記している。

今、附則 2 を撤廃しても、専門職員問題は何ら解決しない。専門職員はすでに会計年度任用職員化しているからである。附則 2 を廃止することによって何らかの効果があるとすれば、会計年度任用職員の専門職員が増えるだけである。高埜利彦は認証アーキビストの約 4 割が女性であることを評価していたが、その多くは図書館職員と同様に会計年度任用職員であることが想像される。女性が多いことは歓迎すべきであるが、その内実は手放しでは喜べないものなのである。司書でよくいわれる女性の貧困の問題である可能性が高い。アーカイブズ界が今後真っ先に取り組まなければならないのは、非正規雇用、会計年度任用職員問題なのである。その際、図書館界、博物館界から学ぶべきことは多い。

おわりに

本稿は、国際研究集会での読み上げ原稿を基に、多少の加筆を行ったものである。国際研究集会での報告時間が 30 分だったため、十分な論証ができていないところが多い。アーキビストの非正規問題（会計年度任用職員問題）を指摘できたことは成果であるが、司書、学芸員との比較、ひいてはジェネラリスト型の日本型雇用と公務員制度との関わりについては、別の機会に踏み込んで考察したい。MLA のみならず、文化財専門職（特に各自治体に置かれている埋蔵文化財専門職）との比較は有効ではないかとの見通しを持っている。保育士

資料

等の専門職公務員も非正規化が進んでおり、これらも踏まえての考察が必要と考えている。司書と同様に、女性が多い専門職ほど非正規化が進んでいる。会計年度任用職員制度についての踏み込んだ考察は不可欠である。アーカイブズ界におけるアーキビストの資格化や公文書館法の評価についても、改めて具体的に再検討することが必要である。アーキビストの女性の貧困問題については、関係性を示唆しただけで、具体的な考察はできていない。図書館、博物館で進行している指定管理者制度が、今後公文書館（アーカイブズ機関）に及ぼす影響についても見通す必要があるであろう。このように残された課題は多いが、これにて本稿を擱筆することとする。

- (1) 筆者も「文書館と図書館」を特集した『現代の図書館』第57巻第1号（2019年）で「大学アーカイブズと大学図書館——その連携の可能性——」という論文を書き、LA連携について論じたことがある。
- (2) <https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/syokumukijunsyo.pdf> (2023年9月20日確認)。
- (3) 認証アーキビスト、准認証アーキビストについては、独立行政法人国立公文書館の下記ウェブサイト参照。<https://www.archives.go.jp/ninsho/index.html> (2023年9月20日確認)。
- (4) https://www.archives.go.jp/ninsho/download/JCA_list_20230401.pdf (2023年9月26日確認)。
- (5) <https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/syokumukijunsyo.pdf> (2023年9月20日確認)。
- (6) 水月昭道『高学歴ワーキングプア』(光文社新書、2007年)。水月はその後も一連の高学歴ワーキングプアに関する著書を刊行している。なかでも、女性の貧困問題について論じた監修書『高学歴女子の貧困——女子は学歴で「幸せ」になれるか』(光文社新書、2014年)は注目される。近年では、安部恭子が『高学歴難民』(講談社現代新書、2023年)を刊行している。
- (7) 「官製ワーキングプア」という言葉は、朝日新聞記者だった竹信三恵子（和光学名誉教授）が『朝日新聞』2007年9月19日付「非正規公務員、法の谷間 フルで働いて年収140万円 パート法適用外・雇用保障なし」で使ったのが最初とされている。この記事は大きな反響を呼び、以後この言葉は広まっていった。「官製ワーキングプア」をテーマにした書籍・論文は枚挙にいとまがない。特定非営利法人官製ワーキングプア研究会という団体もある。

アーキビスト認証制度と専門職問題・非正規職員問題

- (8) <https://web.archive.org/web/20230116112818/https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5372077.pdf> (2023年9月21日確認)。
- (9) 大月英雄「認証アーキビスト養成の環境整備を整える——滋賀県の事例を中心——」(『記録と史料』第32号、2022年)。他の大月の論考として、「歴史学徒とアーキビストの間——地方公文書館の現場から——」(『歴史学研究』第954号、2022年)、「公文書管理条例と向き合う公文書館——滋賀県立公文書館を事例として——」(宮間純一編『公文書管理法時代の自治体と文書管理』勉誠出版、2022年)、日本アーカイブズ学会ブログ The Archivist 第9弾 大月英雄さん(滋賀県立公文書館) <http://www.jsas.info/?cat=15> (2023年9月26日確認)、も参照。
- (10) 札幌市公文書館の令和6年度勤務会計年度任用職員(公文書専門員)の応募資格には、「次の1~4に掲げる要件のいずれかに該当する方 1 アーキビスト養成に関する研修等を受講した方」とあるが、この研修がどのような研修なのかは明瞭でない。<https://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/documents/bosyuuyoukou2023.pdf> (2023年11月30日確認)。
- (11) 日本のアーキビストblog版 <https://archivists.blog.jp/archives/29215395.html> (2023年9月21日確認)。
- (12) https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12306489/www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/shokuin_annai/shiyakusho/1025685.html (2023年9月21日確認)。
- (13) https://web.archive.org/web/20220302155907/https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/rekishi/niigatasibunshokan/osirase/bunshokan_r4_shiken.html (2023年9月21日確認)。
- (14) <https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11684694/www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/saiyo/5047319> (国立国会図書館館内限定 2023年12月8日確認)。
- (15) 国際研究集会後の2023年12月15日に公表された神戸市文書館職員募集は注目される。一般任期付職員(公文書専門員)の求める資格・経験は「①認証アーキビスト、又は②国立公文書館による「アーキビストの職務基準書」に示されたアーキビストとして必要とされる知識・技能に関する専門分野において大学院修士課程を修了した者、またはそれに準ずる知識・技能を有する者であって文書館・資料館等のアーカイブズ機関において実務経験を3年以上有する者」である。また、会計年度任用職員(特定事務)の応募資格は「国立公文書館による「アーキビストの職務基準書」に示されたアーキビストとして必要とされる知識・技能に関する専門分野において大学院修士課程を修了した者、または、それに準ずる知識・技能を有する者であって、写真、文書、モノ資料等の整理に関する実務経験を有する者」である。募集にあたって、「神戸市では、2025年度の開設を目指して神戸市歴史公文書館(仮称)の整備を進めています。以下のとおり、開設準備に向

資料

- けて「公文書専門員」として認証アーキビストの取得者等を募集します。今後も公文書管理法や公文書館法の趣旨に沿いながら、順次、体制整備を図っていきます。」と、会計年度任用職員のみでなく一般職を含む計画的な（認証）アーキビストを配置すると明記していることは、特筆に値する。<https://www.city.kobe.lg.jp/a98523/bunsyokan/shokuinbosyu.html>（2023年12月18日確認）。
- (16) <https://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx>（2023年11月30日確認）。
 - (17) 日本国書館協会図書館員の問題調査研究委員会非正規職員実態調査ワーキンググループ編『シリーズ図書館員の問題2 図書館で働く非正規職員 大阪府下公立図書館調査報告』（日本図書館協会、1993年）、日本図書館協会図書館調査委員会編『職員についての調査報告書——非常勤・派遣等職員に関する予備調査——2000年『日本の図書館』付帯調査』（日本図書館協会、2001年）、日本図書館協会非正規雇用職員に関する委員会『公共図書館における非正規雇用職員に関する実態調査結果』（2020年6月8日）、など。
 - (18) 特集「非正規職員の問題を考える」『図書館雑誌』第88巻第11号（1994年）、など。
 - (19) <https://tomonken.org/statement/>（2023年11月30日確認）。
 - (20) 君塚仁彦・名児耶明編『現代に生きる博物館』（有斐閣、2012年）「第3章 博物館の法と制度」（君塚仁彦執筆）P.45。
 - (21) 国際研究集会後の2023年12月15日に開催された全国歴史資料保存利用機関連絡協議会関東部会第320回定例研究会の研究会テーマ「会計年度任用職員制度とアーカイブズ」(<http://www.jsai-kanto.jp/teireikai2020.html> 2023年12月4日確認)が唯一のものである。
 - (22) <http://www.nichirekikyo.com/statement/statement20220804.pdf>（2023年9月20日確認）。
 - (23) 太田宗志「認証アーキビスト制度の現在地と課題——制度化の経過と認証要件・手続きを中心に——」（石塚伸一編著『刑事司法記録の保存と閲覧——記録公開の歴史的・学術的・社会的意義——』日本評論社、2023年）、P.104。
 - (24) 田口志織「認証アーキビスト養成コース開設記念シンポジウム「アーカイブズ専門職拡充と大学の役割」参加記——「民主主義の根幹」を担う人材育成に向けて——」（『アーカイブズ学研究』第38号、2023年）。

* 本稿入稿後、2024年1月1日付で認証アーキビスト名簿が更新され、第4回（令和5年度）に42人が認証された（<https://www.archives.go.jp/ninsho/aboutCAJ/index.html#aboutCAJ>（2024年1月31日確認））、この数字は本稿に反映できていない。

* 本稿は、JSPS 科研費（課題番号20K01421）の成果である。